

処理事例 72 調査しないこととしたもの

| | | |
|-------------|--|---------------------|
| 苦情申立て対象機関 | 市民生活局農水産課 | |
| 苦情申立ての内容 | 自宅裏に通る農水路の壁を補強してほしい。 | |
| 調査しない理由 | <p>オンブズマンは、令和4年5月18日に申立人と面談し、提出された苦情申立書及び添付資料を参照しながら、申立内容の確認を行った。申立人の主張は、①まず、市により農水路が建造され、その後、自宅の擁壁が建造されたが、おそらく、農水路の基礎部分が境界線を越境していたため、擁壁の基礎が農水路の基礎部分の上の形になってしまっていると思われる、②年月の経過とともに、農水路壁が傾斜して擁壁自体も沈下しており、それに伴い、擁壁上に構築されたブロック塀に生じたひび割れが加速度的に顕著となっている、③ブロック塀の補修をしたいと考えているが、まず、そもそも、農水路壁を補強し、傾斜していくのを止めないと、ブロック塀を補修しても、再び、ひび割れや傾斜が生じてしまうので、市に、農水路壁の補修等の対策をしてほしいとのことであった。</p> <p>本件では、農水路壁の基礎部分が越境しているのかが問題となるので、農水路と申立人の所有地との境界について、申立人と市の担当課の双方に確認したところ、境界は確定していないとのことであった。</p> <p>また、水路壁の構造の詳細や設置経緯については、文書の保存期限を過ぎていることもあり、担当課には、何も記録が残っていないとのことであった。擁壁についても、土被りが2メートル以下の場合、擁壁建造に関する確認申請は不要となり、市からの指導もないことから、本件の擁壁についての記録も市には存せず、水路壁及び擁壁の基礎部分の構造については、現実に掘り起こしてみないと分からないとのことであった。</p> <p>本件については、境界を確定させ、水路壁及び擁壁の基礎部分の構造を確認することが必要となるが、さらに調査を行っても、現在提出されている資料以上のものを得ることは難しく、また、境界が争われた場合は、調停や和解はできず、判決で確定せざるを得ないこと等に鑑みれば、オンブズマンが調査を行うことは相当でないと考える。</p> <p>以上から、本件の申立については、条例 54 条 1 項 5 号により、オンブズマンは調査を行わないことにした。</p> | |
| 苦情申立ての受付年月日 | 2022 年（令和 4 年）4 月 19 日 | 要した日数 |
| 市の機関への調査年月日 | 2022 年（令和 4 年）5 月 11 日 | 22 日間 (聴き取り 1 日) |
| 調査結果通知年月日 | 2022 年（令和 4 年）6 月 30 日 | 72 日間 |